

日本労働年鑑 第58集 1988年版  
The Labour Year Book of Japan 1988

第三部 労働組合の組織と運動

II 労働組合全国組織の動向

4 同盟

2 主要課題の方針と運動の経過

第二三回大会、方針案どおり解散決定

同盟は第二四回臨時全国大会において解散したので、まず同盟第二三回年次全国大会の概要とそこにおいて決定された方針の要旨を収録する。

同盟第二三回年次全国大会(八七年一月二二～二三日)では、第一日目の冒頭、宇佐美会長が「同盟の各組織が『連合』のなかで最大限の努力を払うことが必要」とあいさつし、また「官公労部門の統一は全民労協基本構想、統一労組懇との対決が絶対的条件」と表明した。そのあと、田中書記長が、一〇の議案のうち九号議案までを提案し、第二日目に一〇号議案の同盟解散と「友愛会議」設置の提案を行った。

討論では、前年の定期全国大会も地方同盟を中心に「例年以上に活発な論議が行われ」(『朝日新聞』八六年一月二五日付)たと論評されたが、本大会も、地方同盟などから、同盟解散と友愛会議設置問題に関して、強い批判が続出した。そのため挙手採決では反対、保留が若干名ずつ出るほどであったが、方針案どおり一月一九日の解散を決定した。

八七年運動方針の構成

八七年の運動方針は、八六年の第二二回定期全国大会で決定された「一九八六・八七年度運動方針」(「二一世紀を展望する労働運動—転換のとき、力と政策の結集」)をうけたもので、副題が「友愛会から七五年の栄光を新時代へ継承」で第一号議案「八七賃金闘争の展開」をはじめ「国民生活の向上をめざす政策闘争」、「雇用危機克服のための総合雇用政策の推進」、「労働時間短縮をめざす闘い」、「国民運動の意欲的展開」、「二〇〇〇年をめざす同盟婦人行動計画の推進」、「民営・分割後の新しい鉄道事業の発展めざして」、「政治活動の強化による政治の転換をめざす闘い」、「国際活動の積極的な展開」(『連合』結成と同盟の解散ならびに『友愛会議』の設置について)とした課題別の独立決議を一〇組み合わせたものである。その課題別の要旨は、以下のとおりである(第八号議案「政治活動の強化による政治転換をめざす闘い」については、「4政党との関係と選挙へのとりくみ」の項で、第九号議案「国際活動の積極的展開」については、「5国際活動」の項であつかう)。

賃上げ要求、六%・一万三〇〇〇円に設定

賃金闘争としては、「この数年来の可処分所得の低迷のもとで、労働者の生活向上にたいする強い意欲と、内需中心の整合性ある中成長を確立していく立場に立って適切な賃金要求を提起していくとし、「八七賃闘における賃上げ要求目標を六%、一万三〇〇〇円」とした。これは、八六年の消費者物価上昇率を〇・五%と見込んで、実質賃金引き上げ率を五・五%としたものであった。

政策実現の闘い」として、「内需主導の実質五%成長の達成、完全失業率二%程度への引き下げ、消費者物価をさらに安定させることを目標に、積極的な財政出動」を行うよう要求した。

また「財政改革の推進」では、「『売上税』と称する大型間接税の導入により、勤労国民の税負担が増加し、消費支出の低下を招来して円高不況をいっそう長期化することは必至である」とし「加えてマル優、郵貯等の非課税貯蓄制度が廃止され」るのも「決して容認できない」として、「民社党と一体になった運動展開をはかるとともに、他の労働団体と共産党を除く野党と一丸となって」売上税反対闘争にとりくむとした。

## 雇用危機克服の政策要求

第三号議案「雇用危機克服のための総合雇用政策の推進」では、「雇用と生活の安定確保が、労働運動の当面する最重要課題である」との認識に立って「積極的な経済運営による五%成長の達成と、経済・産業構造転換政策の確立をめざす」とともに、他方で総合的な雇用政策を実現させるとして、以下の政策をかかげた。

(1)中成長実現による雇用の確保、(2)労使の事前協議の徹底、(3)「産業・雇用開発機構」の創設、(4)「地域雇用開発センター」の設置、(5)教育訓練システムの拡充、(6)各種助成金支給基準の弾力化——など。

## 労働時間短縮闘争、八七年一九〇〇時間を目標

第四号議案「労働時間短縮をめざす闘い」では、「同盟を中心とする労働組合の組織をあげた時短への取り組みは、すでに国民的世論にまで高まり、政府もこの声を無視しえなくなっている」との認識から、前年の定期全国大会で決議した年間総労働時間の一八〇〇時間への短縮という中期目標を軸に、「当面すべての組合の二〇〇〇時間以内実現をめざした闘いを展開している」が、「すべての組合が一九八七年度中に、年間総労働時間の一九〇〇時間への到達と完全週休二日制の実現をはかる」とし、「金融機関、公務員の完全週休二日制の早期実現にむけた取り組みを強化」し、さらに「労働四団体と全民労協で改正要求案を作成し、国会審議に付される現行労働基準法の抜本改正に組織の全力を投入する」とした。

## 「連合」結成に向けた同盟解散方針

第一〇号議案「『連合』の結成と同盟の解散ならびに『友愛会議』の設置について」では、まず「全民労協の連合体移行は、日本の労働運動にとって、歴史的壮挙」と位置づけて、それまでの経過を以下のように確認した。

八五年に全民労協が「連合組織への進路」をまとめたとき、再編統一にたいする同盟の態度として、次の六項目を確認した。すなわち、「全民労協を中心に進められてきたこんにちまでの経過を尊重すること」、「民間先行を基軸とする『基本構想』を堅持し、連合体へ移行すること」、「連合組織は、同盟のような役割と機能をもった新しいナショナル・センターであり、したがって、二重加盟はあり得ない」、「労働団体間の協議は、全民労協を中心に行われること」「あるべき連合体の姿を、一九八六年の各産別の大会までにまとめるよう、全民労協に要請する。連合体移行への具体的方法については、明年度[一九八六年度の]同盟大会における運動方針で明らかにする」、「地方組織問題については、中央における協議がととのうまで、活動は保留する」——である。

「その後、同盟は、上記六項目が間違いなく実行されていることを確認し」、八六年の定期全国大会で「新しいナショナル・センターが確立したときには、少なくとも同盟は解体」することを決定した。「本年一二月の『連合』結成は、その決議を実行するときと判断する」。しかしながら、「『連合』に結集する場合でも、補完すべき余地は大いにあり、結成と同時に、完全な組織が確立されるとは思われない」。「自らの問題としても、地方同盟や全官公との関係、政策や運動の『連合』への継承という課題を持っている」。そのため、連合が結成されたとき「同盟は発展的に解散」する。また「『連合』を充実していくための過渡的措置として『友愛会議』の設置」を行う。「地方同盟・地区同盟については同盟憲章にもとづく組織としては解散」し、「独立した地方同盟として、現在の体制と活動を実質的に継続する」。

## 国鉄分割・民営化にともなう鉄道労連支援

第七号議案「民営・分割後の新しい鉄道事業の発展をめざして」では、同盟が「民営・分割による国鉄改革を積極的に推進してきた」のにたいして、「問題の本質をみきわめず、徒に民営・分割反対を叫ぶ動向もあったが、こうした主張は、多くの国民の理解と支持をうることができなかった」と、国労やその支援組織などを批判した。

残された課題として、「関連事業を含めた労働者の雇用の完全確保」と「新しい事業体において健全な労使関係を確立するための労使協議制の導入、労働組合の経営参加」をあげた。また、大会後結成されることになった鉄道労連を「自由にして民主的な同盟路線を継承する労働組合として発展、拡大するよう、中央・地方一体となってこれを全面的に支援する」とした。

## 婦人労働への取り組み方針

第六号議案「二〇〇〇年をめざす同盟婦人行動計画の推進」は、「労働組合活動への参加促進」と「働く権利と労働条件の向上」を内容とし、「当面の重点活動」として、「(1)執行機関に女性役員を増やしていくこと、(2)各級機関に婦人対策部の設置と、そのもとに婦人委員会・婦人協議会等、活動組織の設置推進、(3)男女雇用機会均等法の職場への定着活動と、賃金における男女格差の改善、女性の能力開発の推進」をかかげている。

## 国民運動方針

第五号議案の「国民運動の意欲的展開」では、「労働時間の短縮、『太陽と緑の週』の休暇制定、不公平税制の是正、中小企業対策、行政改革の断行、社会保障の改善」に年間を通じてとりくむと同時に、反核・平和運動では、「平和を求める国際世論との連帯をさらに強化するとともに、核禁会議の運動に中心的な役割を担う」とした。

また、「北方領土返還の実現」をめざし、「南アフリカのアパルトヘイト、アフリカの飢餓、インドシナ難民問題、ソ連の人権活動家に対する弾圧、ポーランド自主管理労組 “連帯” に対する抑圧、チリにおける労働組合権否認」にたいして、「人権・労働組合権の回復」を求めるとしている。さらに、七九年以来の「愛のミルクカンパ」活動をひきつづき進めるとした。

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

